

福山市教育委員会会議（第12回）議事日程

2026年（令和8年）3月26日
午前10時00分 於：教育委員室

日程第1	教育委員会会議録の承認について	
日程第2	教育長報告	1
日程第3	議第46号 2026年度（令和8年度）福山市教職員研修基本方針について	2
日程第4	議第47号 福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正について	5
日程第5	議第48号 福山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について	9
日程第6	議第49号 福山市学校給食費の徴収に関する規則の一部改正について	14
日程第7	議第50号 臨時代理の承認を求めることについて（福山市教育委員会事務局職員及び福山市立福山高等学校教職員の人事）	17
* 日程第8	議第51号 福山市いじめ問題調査委員会委員の解嘱及び委嘱について	
* 日程第9	議第52号 福山市登録文化財への登録について	

*は非公開予定

教育長報告

3月	17日	火	いいね！福山っ子部門表彰式（明王台小、城西中） 市長表敬訪問〔スピリッツ岡山、岡山オール井原アローズ〕
	18日	水	福山市立福山中学校卒業証書授与式 本会議
	19日	木	
	20日	金	
	21日	土	
	22日	日	
	23日	月	土地開発公社理事会 2025年度（令和7年度）第3回福山市生涯学習振興基金運営協議会
	24日	火	退職教員の会との意見交換会（教育委員室）
	25日	水	いいね！福山っ子部門表彰（向丘中）
	26日	木	第12回教育委員会会議 公益財団法人ふくやま芸術文化財団2025年度（令和7年度）第4回理事会

議第46号

2026年度（令和8年度）福山市教職員研修基本方針について

2026年度（令和8年度）福山市教職員研修基本方針を別紙のとおり定める。

2026年度(令和8年度)福山市教職員研修基本方針

I 現状

○ 求められる教職員像

[文部科学省 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」における教職員の姿]

- ・ 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止めている。
- ・ 教職生涯を通じて学び続けている。
- ・ こども一人一人の学びを最大限に引き出している。
- ・ 主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている。

[広島県教育委員会「人材育成の基本方針」及び「求められる教職員像」]

「人材育成の基本方針」

主体的に学び続けて資質・能力の向上を図り、こども一人一人の能力と可能性を最大限に引き出すことのできる人材を育成する。

「求められる教職員像」

高い倫理観と豊かな人間性をもっている

こどもたちに社会のルールなどの倫理観や感動する心などの豊かな人間性を身に付けさせるためには、教職員自らが社会人としても高い倫理観をもつとともに、幅広い教養などに裏付けられた豊かな人間性を身に付けていることが求められる。

また、学校が安全・安心な場であるということや、教職員がこどもたち・保護者・地域から信頼されていることは、学校教育において基本的かつ最も大切なことであることを念頭に、教育への信頼を著しく損なうこととなる不祥事を、全ての教育関係者で一丸となって根絶するという強い思いを持っていることが求められる。

こどもに対する教育的愛情と教育に対する使命感をもっている

こどもたちの人格形成に携わるといふ職責から、教職員には、こどもに対する教育的愛情と、こどもを教えるという仕事に対する使命感をもっていることが求められる。

専門性を発揮し、的確に職務を遂行できる

各学校が特色ある教育活動を展開し、こどもたち一人一人の個性を生かす教育を行うためには、教職員一人一人が、それぞれの専門性を発揮するとともに、自らの職責を自覚し、職務を的確に遂行することが求められる。

社会やこどもの変化に柔軟に対応できる

変化の激しい社会にあっては、教職員一人一人が社会の変化や動向を踏まえながら、常に資質・能力の向上に努めるとともに、こどもの変化やニーズを的確に把握し、柔軟に対応することなどにより、個に応じたきめ細かな指導を行うことが求められる。

確かな授業力を身に付けている

こどもたちに、変化の激しいこれからの社会を「生きる力」として必要な資質・能力である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランス良く育むためには、安全・安心な学校・学級を土台として、学校教育活動の中心である日々の授業をより質の高いものとする必要があることから、確かな授業力を身に付けていることが求められる。

また、こどもたちの主体的・対話的で深い学びを促し、こどもたち一人一人の持てる能力を高めていくためには、こどもたちの学びの動機付けや理解を深めるために工夫する力、デジタル学習基盤を効果的に活用して学びの充実を図ることのできる力が求められることに加え、特別支援教育を経験し、深い理解や専門性を持つことが求められる。

豊かなコミュニケーション能力を有している

教職員には、こどもたちや他の教職員、保護者、地域住民等と、円滑なコミュニケーションを取り、良好な人間関係を構築することや、他者との協力や関わり、連携・協働を通じて組織的に業務を遂行していくことが必要であることから、豊かなコミュニケーション能力を有していることが求められる。

新たなものに積極的に挑戦する意欲をもっている

教職員一人一人は、変化の激しい社会にあっては、求められる知識・技能が変わっていくことを前提に、目指す将来像や自身の現状等を踏まえ、教職員として必要な資質・能力を自ら定義し、主体的に学び続けていくとともに、新たな課題に積極的に挑戦する意欲をもち、その解決に向けて取り組むことが求められる。

他の教職員と連携・協働し、組織的に職務を遂行できる

各学校において、地域の状況等に応じて特色ある学校づくりを推進するためには、組織的な連携のもと、教職員一人一人が意欲と自覚をもって学校運営に参画し、連携・協働し一丸となって教育活動を展開することが求められる。

また、学校は、教職員同士が、共に支え合い、学び合う同僚性を基盤とした、心理的安全性の高い安全・安心な場であることが不可欠であり、誰もが委縮することなく意見を述べたり、多様な意見をお互いに受け止めたり、注意すべき点を素直に指摘し合ったりすることができるような配慮や働きかけを、同僚とコミュニケーションをとりながら取り組んでいくことが求められる。

○ 本市の状況

こどもたちの確かな学力を育むため、国や県の教育動向を踏まえて、教職員が起点となり、学び高め合う研修を推進している。中学校では、教科別の一斉研修を実施し、教材研究を積み重ねてきた。小学校では、校内・校区の一斉研修を実施し、各校の実態に応じて柔軟に教科研究を進めてきた。

一方で、学校に求められることが多様化し、各校で教職員の学ぶ機会を確保し、継続した研究を行うことが難しくなっている。加えて、若手教員の割合も年々増加傾向にあり、各校における知識・技能の伝達がより難しくなっている。

このような状況から、教材研究をこれまで以上に組織的・継続的に進めることや、教職員の経験や役割に応じて学ぶ研修の重要性が高まっている。

II 目的

すべての子どもたちが自分自身の成長を実感できる学校教育の実現に向け、理念と実践を往還させながら、教職員が経験や役割に応じて主体的に学び続けられる研修を推進し、教職員の授業力と専門性の向上を図る。

III 推進体系

すべての子どもたちが自分自身の成長を実感できる学校教育の実現

児童生徒一人一人の学びの状況を捉えた授業の実践

↑
教職員のキャリアステージに応じた授業力と専門性の向上

一斉研修

自校及び自身の現状から、
子ども・教材への理解を深める

「校内研修」の充実

- ・ 学力調査からこどもの学習状況分析
- ・ 教材に即したつまずきの要因把握
- ・ 身に付ける力を軸にした単元設計
- ・ 学力調査の分析から授業の見直し

- ・ 自校の子ども・授業の現状把握
- ・ 自校の課題に即した研究テーマの設定
- ・ 教材研究を中心に据えた授業の実践・検証
- ・ 各研修での学びを校内研修で活用 等

教科・領域別研修【新】 校区研修 幼保小中研修 職種別研修

推薦研修

- * こども発達支援センター長期研修
- * 福山市立大学大学院派遣研修
- * 通級指導教室担当者養成研修 等

任意研修

- * 教職員ニーズ研修
- * 授業づくりメンターを活用した研修【新】
- * 授業づくり基礎固め講座【新】
- * 小学校外国語活動・外国語科実践研修
- * 中学校外国語科研修【新】
- * 生徒指導研修(基礎)【新】
- * 特別支援教育の視点を踏まえた授業づくり研修【新】 等

法定研修【県教委との連携強化】

- * 中堅教諭等資質向上研修
- * 初任者研修

指定研修

- * 管理職研修
- * 総括事務長・事務長研修
- * 主任・主事等研修【新】
- * コミュニティ・スクール担当者研修【新】
- * 国語科・算数科担当者研修【新】
- * 小学校外国語活動・外国語科理論研修
- * 幼保小中連携教育合同研修
- * 日本語指導担当者研修 等

- ・ 教材(単元)の目標をこどもの姿で捉える
- ・ 教材に即したつまずきをイメージする

教材研究

児童生徒観 ↓ 教材観
指導観
単元計画

総合講座

- * 福山教育フォーラム 等

【二重線の下線部：教科指導カステップアップ事業】

経験や役割に応じて主体的に学び続ける教職員研修



日々の授業を中心とした教育活動

議第47号

福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

○改正の概要

1 改正理由

2026年度（令和8年度）の機構改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正要旨

（1）学校教育部学びづくり課を学校教育部教育推進課に改めるもの。

（第2条及び第10条関係）

（2）教育推進課の文書記号を定めるもの。

（別表関係）

3 施行期日

2026年（令和8年）4月1日

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

福山市教育委員会事務局処務規則(昭和41年福山市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 法第17条第2項の規定により事務局に次の部及び課(課に相当する室を含む。以下同じ。)を置く。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>学校教育部 (略)</p> <p><u>教育推進課</u> (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第10条 各部、課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとす</p>	<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 法第17条第2項の規定により事務局に次の部及び課(課に相当する室を含む。以下同じ。)を置く。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>学校教育部 (略)</p> <p><u>学びづくり課</u> (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第10条 各部、課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとす</p>

る。ただし、所管の明らかでない事務があるときは、教育長が定めるものとする。

管理部

(略)

学校教育部

学事課

(略)

教育推進課

(略)

別表（第11条関係）

課又は教育機関	記号
教育総務課	総
施設課	施
学校再編推進室	学再
中央図書館	図
学事課	学事
<u>教育推進課</u>	推
学校保健課	学保

る。ただし、所管の明らかでない事務があるときは、教育長が定めるものとする。

管理部

(略)

学校教育部

学事課

(略)

学びづくり課

(略)

別表（第11条関係）

課又は教育機関	記号
教育総務課	総
施設課	施
学校再編推進室	学再
中央図書館	図
学事課	学事
<u>学びづくり課</u>	<u>学び</u>
学校保健課	学保

福山高等学校	高	福山高等学校	高
--------	---	--------	---

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

議第48号

福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正については、別紙のとおりとする。

○改正の概要

1 改正理由

育児休業申請等の承認及び会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に限る。）の営利企業への従事等の届出に関する事務についての手続き及び事務の能率化・迅速化を図るため、所要の改正を行うもの。

2 改正要旨

（1）職員（課長（課長相当職を含む。）以上の職員を除く。）の休業に関することを、教育総務課長の専決事項に変更するもの。

（第8条関係）

（2）会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に限る。）の営利企業への従事等の届出の処理に関することを、教育総務課長の専決事項に変更するもの。

（第8条関係）

（3）その他規定の整理を行うもの。

3 施行期日

2026年（令和8年）4月1日

の休業に関すること。

(5) 職員（課長（課長相当職を含む。）以上の職員に限る。）の職務専念義務の免除に関すること。

(6) 職員（課長（課長相当職を含む。）以上の職員並びに会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）の営利企業への従事等の許可等に関すること。

(7) 前各号に掲げる事項のほか、事務の内容が前各号に類すると認められるもの。

(部長専決事項)

第5条 部長は、次に掲げる事項（学校教育部長にあつては、第1号に掲げる事項に限る。）について、専決することができる。ただし、第2号から第10号に掲げる事項については、県費負担教職員に関することを除く。

(1) (略)

(2) 課長（課長相当職を含む。）の休業に関すること。

(3) 職員（課長（課長相当職を含む。）以上の職員に限る。）の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、育児短時間勤務、病気休暇、介護休暇及び介護時間（以下「部分休業等」という。）の承認並びに欠勤届その他諸届の処理に関

(3) 職員（課長（課長相当職を含む。）以上）の職務専念義務の免除に関すること。

(4) 職員（課長（課長相当職を含む。）以上の職員及び会計年度任用職員）を除く。）の営利企業への従事等の許可等に関すること。

(5) 前各号に掲げる事項のほか、事務の内容が前各号に類すると認められるもの。

(部長専決事項)

第5条 部長は、次に掲げる事項（学校教育部長にあつては、第1号に掲げる事項に限る。）について、専決することができる。ただし、第2号から第10号に掲げる事項については、県費負担教職員に関することを除く。

(1) (略)

(新設)

(2) 職員（課長（課長相当職を含む。）以上）の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、育児短時間勤務、病気休暇、介護休暇及び介護時間（以下「部分休業等」という。）の承認並びに欠勤届その他諸届の処理に関

<p>すること。</p> <p>(4) 職員（課長（課長相当職を含む。）以上の職員を除く。）の職務専念義務の免除に関すること。</p> <p>(5) 会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任免に関すること。</p> <p>(6) 会計年度任用職員及び臨時的任用職員の分限に関すること。</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>すること。</p> <p>(3) 職員（課長（課長相当職を含む。）以上の職員を除く。）の職務専念義務の免除に関すること。</p> <p>(4) 会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任免に関すること。</p> <p>(5) 会計年度任用職員及び臨時的任用職員の分限に関すること。</p> <p>(6) <u>会計年度任用職員及び臨時的任用職員の休業に関すること。</u></p>
<p>(7) 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に限る。）及び臨時的任用職員の営利企業への従事等の許可等に関すること。</p> <p>(8) ～ (10) (略)</p> <p>(課長等及び中央図書館を除く図書館等の長等専決事項)</p> <p>第8条 第7条に定めるもののほか、課長等は、次に掲げる事項について、専決することができる。ただし、教育総務課長専決事項については、県費負担教職員に関するものを除く。</p> <p>教育総務課長</p>	<p>(7) 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）及び臨時的任用職員の営利企業への従事等の許可等に関すること。</p> <p>(8) ～ (10) (略)</p> <p>(課長等及び中央図書館を除く図書館等の長等専決事項)</p> <p>第8条 第7条に定めるもののほか、課長等は、次に掲げる事項について、専決することができる。ただし、教育総務課長専決事項については、県費負担教職員に関するものを除く。</p> <p>教育総務課長</p>

<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 職員(課長(課長相当職を含む。))以上の職員を除く。)の部分休業等</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 職員(課長(課長相当職を含む。))以上の職員を除く。)の部分休業、<u>修学部分休業、高齢者部分休業、育児短時間勤務、病気休暇、介護休暇及び介護時間の承認並びに欠</u></p>
<p>勤届その他諸届の処理に関する<u>こと。</u></p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(略)</u></p> <p>学びづくり課長</p>	<p>勤届その他諸届の処理に関する<u>こと。</u></p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 職員(課長(課長相当職を含む。))以上の職員を除く。)の休業に関する<u>こと。</u></u></p> <p><u>(14) 会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に限る。)の営利企業への従事等の届出の処理に関する<u>こと。</u></u></p> <p><u>(略)</u></p> <p>教育推進課長</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

議第49号

福山市学校給食費の徴収に関する規則の一部改正について

福山市学校給食費の徴収に関する規則を、別紙のとおり改正する。

改正の概要

1 改正理由

- (1) 保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するため、国の負担軽減措置と超過分の市独自措置により、市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の学校給食費を無償化するもの。
- (2) 市立幼稚園及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の保護者から徴収する学校給食費は、物価高騰に伴う給食食材費との差額を市が負担することにより、現行のまま据え置くもの。
- (3) 物価高騰により給食食材費が増加していることに伴い、教職員等から徴収する学校給食費の日額を改正するもの。

2 改正要旨

(1) 保護者負担額（1食当たり）

ア 小学校、義務教育学校（前期課程） 0円

ただし、生活保護の教育扶助や要保護児童については、現行制度の適用を優先する。

イ 幼稚園 255円

ウ 中学校、義務教育学校（後期課程） 290円

(別表第1関係)

(2) 教職員等から徴収する学校給食費の日額

ア 小学校、義務教育学校（前期課程）、幼稚園 330円（現行 310円）

イ 中学校、義務教育学校（後期課程） 380円（現行 350円）

(別表第1関係)

(3) その他規定の整理

3 施行期日

2026年（令和8年）4月1日

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市学校給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則

福山市学校給食費の徴収に関する規則（令和6年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		現行	
(学校給食費の徴収)		(学校給食費の徴収)	
第4条 教育委員会は、学校給食費負担者 _____から学校給食費を徴収する。	第4条 教育委員会は、学校給食を受ける児童等の保護者及び教職員等から学校給食費を徴収する。	別表第1（第5条関係）	
別表第1（第5条関係）		別表第1（第5条関係）	
児童等の保護者		保護者	
福山市立小学校及び義務教育学校(前期課程)		福山市立小学校、義務教育学校(前期課程)及び幼稚園	
福山市立小学校及び義務教育学校(前期課程)		福山市立中学校及び義務教育学校(後期課程)	
330円		255円	
330円		290円	
330円		310円	
330円		350円	

教職員等	福山市立幼稚園	255円
	福山市立中学校及び義務教育学校(後期課程)	290円
	福山市立小学校、義務教育学校(前期課程)及び幼稚園並びに給食センター	330円
	福山市立中学校及び義務教育学校(後期課程)	380円

別表第2(第6条関係)

区分	納期限
第1期	7月27日
第2期	8月27日
第3期	9月27日
第4期	10月27日
第5期	11月27日
第6期	12月25日
第7期	1月27日
第8期	2月27日
第9期	3月27日

その他学校給食を受ける者	学校給食を受けた市立学校の区分の金額
--------------	--------------------

別表第2(第6条関係)

区分	納期限
第1期	7月末日
第2期	8月末日
第3期	9月末日
第4期	10月末日
第5期	11月末日
第6期	12月末日
第7期	1月末日
第8期	2月末日
第9期	3月末日

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議第50号

臨時代理の承認を求めることについて（福山市教育委員会事務局職員及び福山市立福山高等学校教職員の人事）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成29年教育委員会規則第2号）第3条第1項の規定により、福山市教育委員会事務局職員及び福山市立福山高等学校教職員の人事について別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求める。

(別紙)

福山市教育委員会事務局職員及び福山市立福山高等学校教職員の人事について

福山市教育委員会事務局職員及び福山市立福山高等学校教職員を次のとおり任命する。

【事務局職員】

2026年(令和8年)4月1日付

事務局所属	職名	名前	旧所属
部長の部			
管理部長	主事	亀山 聡子	松永支所長兼企画財政局地域拠点形成推進部参与
課長の部			
管理部政策調整官兼管理部教育総務課主幹兼学校教育部主幹	主事	寺下 暁	総務局総務部人事課次長(人事担当)
管理部教育総務課主幹兼総務局総務部総務課主幹	主事	前田 修	総務局総務部人材育成課調整員(政策担当)
中央図書館長	司書	前原 有美子	中央図書館専門員兼北部図書館長
学校教育部教育推進課長	主事	坂本 康雄	学校教育部学事課次長(企画研修担当)兼管理部学校再編推進室調整員(政策担当)
管理主事・指導主事の部			
学校教育部学事課次長(企画研修担当)兼管理部学校再編推進室調整員(政策担当)	指導主事	長友 康城	学校教育部学事課
学校教育部教育推進課次長(人権・特別支援教育担当)	指導主事	瀬尾 香世	学校教育部学びづくり課次長(人権教育担当)
学校教育部学事課	指導主事	中田 恭司	学校教育部学びづくり課
学校教育部学事課	指導主事	松永 航	学校教育部学びづくり課
学校教育部学事課	管理主事	白神 一輝	新採用 (福山市立鷹取中学校教諭)
学校教育部学事課	指導主事	松野 雄太	新採用 (福山市立東小学校教諭)
学校教育部教育推進課	指導主事	越智 智子	新採用 (福山市立赤坂小学校教諭)
学校教育部教育推進課	指導主事	寺田 賢人	新採用 (福山市立駅家南中学校教諭)
学校教育部教育推進課	指導主事	宮川 雅人	新採用 (福山市立水呑小学校教諭)
学校教育部教育推進課	指導主事	宮下 克也	新採用 (福山市立御幸小学校教諭)

事務局所属	職名	名前	旧所属
学校教育部学校保健課	指導主事	田村 美和	新採用 (福山市立済美中学校養護教諭)
学校教育部学校保健課	指導主事	三宅 歩美	新採用 (福山市立駅家西小学校栄養教諭)

○異動・退職する職員

新所属	職名	名前	旧所属
部 長 の 部			
企画財政局参事（地域拠点形成推進担当）	主事	藤井 紀子	管理部長
課 長 の 部			
保健福祉局ネウボラ推進部未来館設置準備室長兼保健福祉局ネウボラ推進部みらい世代育成課主幹	主事	手島 智幸	管理部政策調整官兼管理部教育総務課主幹兼学校教育部主幹
神辺支所神辺建設産業課	技術員	塚本 孝敏	管理部教育総務課主幹兼総務局総務部総務課主幹
市民病院経営企画部病院総務課長兼教育研修部教育研修推進室副室長兼安全管理室副室長	主事	延近 久恵	中央図書館長
退職 (福山市立駅家南中学校校長)	主事	片山 富行	学校教育部学びづくり課長
管理主事・指導主事の部			
退職 (広島県教育委員会管理主事)	管理主事	柏原 正志	学校教育部学事課
退職 (福山市立湯田小学校教諭)	指導主事	小野 幹弘	学校教育部学事課
退職 (福山市立想青学園（前期）教諭)	指導主事	内田 充保	学校教育部学びづくり課
退職 (福山市立大津野小学校教諭)	指導主事	細田 壮一	学校教育部学びづくり課
退職 (福山市立緑丘小学校教諭)	指導主事	槇埜 玲子	学校教育部学びづくり課
退職 (福山市立川口東小学校栄養教諭)	指導主事	井上 美穂	学校教育部学校保健課
退職 (福山市立緑丘小学校養護教諭)	指導主事	佐原 美穂	学校教育部学校保健課

【福山高等学校教職員】

2026年(令和8年)4月1日付

新所属	職名	名前	旧所属
福山高等学校	教諭	大塚 崇士	新採用 (広島県立福山商業高等学校教諭)
福山高等学校	教諭	岡崎 恭成	新採用 (広島県立福山工業高等学校教諭)
福山高等学校	教諭	小畠 陽児	新採用 (広島県立廿日市西高等学校教諭)
福山高等学校	教諭	藤間 孝三	新採用 (広島県立神辺高等学校教諭)
福山高等学校	教諭	花崎 明日香	新採用 (広島県立庄原格致高等学校教諭)
福山高等学校	教諭	平義 隆雄	新採用 (広島県立瀬戸田高等学校教諭)
福山高等学校	教諭	平田 真也	新採用 (広島県立東城高等学校教諭)
福山高等学校	教諭	藤田 聡	新採用 (広島県立西条農業高等学校教諭)
福山高等学校	教諭	森田 靖生	新採用 (福山市立福山中学校教諭)
福山高等学校	養護教諭	中村 直子	新採用 (広島県立尾道東高等学校養護教諭)
再任用職員の一部			
福山高等学校	教諭	永井 靖樹	福山高等学校
福山高等学校	教諭	西村 秀明	福山高等学校兼福山中学校
福山高等学校	教諭	橋本 賀代	福山高等学校兼福山中学校
福山高等学校	教諭	槇田 浩成	福山高等学校兼福山中学校
福山高等学校	教諭兼 実習教員	卜部 典子	福山高等学校

○退職する教職員

新所属	職名	名前	旧所属
退職 (広島県立沼南高等学校教諭)	教諭	池本 文紀	福山高等学校
退職 (広島県立福山葦陽高等学校教諭)	教諭	川高 佐知子	福山高等学校兼福山中学校
退職 (広島県立忠海高等学校教諭)	教諭	小林 淳	福山高等学校兼福山中学校
退職 (広島県立尾道北高等学校教諭)	教諭	永井 直美	福山高等学校兼福山中学校
退職 (広島県立神辺高等学校教諭)	教諭	中村 久恵	福山高等学校兼福山中学校
退職 (広島県立東高等学校教諭)	教諭	和佐田 知子	福山高等学校兼福山中学校
退職	教諭	竹内 俊介	福山高等学校兼福山中学校

【事務局職員】

2026年(令和8年)4月2日付

事務局所属	職名	名前	旧所属
指導主事の部			
学校教育部教育推進課調整員 (政策担当) 兼福山高等学校 調整員(政策担当)	指導主事	小田 浩	新採用 (広島県立竹原高等学校校長)